

○山口県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第4項の規定に基づき、同法第20条第1項に規定する留置施設視察委員会として設置された山口県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 委員会の委員の定数は、6人とする。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、2回に限り再任されることができる。

(解任)

第4条 山口県公安委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は委員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(その他)

第8条 この条例で定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、山口県公安委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。